

令和 5 年度教育委員活動及び事務事業
自己点検・評価結果報告書

令和 6 年 1 1 月

さつま町教育委員会

目 次

I	教育委員会の自己点検・評価制度の概要等	1
1	制度の概要	
2	さつま町教育委員会の取り組み方針	
(1)	教育委員の活動状況等	
(2)	事務局事業の評価等	
(3)	評価の方法等	
II	教育委員会の自己点検・評価	2
1	教育委員の活動等	
2	委員の自己点検・評価結果	3
III	教育委員会事務局の活動等	4
1	教育委員会事務局説明資料	
	※ 資料は、決算特別委員会提出資料と同じ（教育委員会関係分のみ）	
(1)	令和5年度 主要施策の成果説明書	
(2)	令和5年度 教育行政事務事業一覧（教育委員会分）	
2	教育行政の重点施策の評価結果	5
IV	自己点検・評価に対しての学識経験者からの意見・要望等	7
	〔資 料〕	8
	教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱	
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	
	さつま町教育委員会 教育委員名簿	

I 教育委員会の自己点検・評価制度の概要等

1 制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会は「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、住民に対して公表することとされている。

また、その実施に当たっては、教育に関し学識経験者の知見の活用を図ることとされている。

2 さつま町教育委員会の取組方針

教育委員会としては、次の二つの観点から点検・評価を実施した。

一つは教育委員の活動状況を教育委員自身が自己点検・評価を実施することとし、二つは、事務局実施の事業について、関係各課等が自己点検・評価を実施し、それらをもとに教育委員がさらに評価を実施することとした。

なお、本年は、9月初旬に事務局による事務事業評価を実施し、9月中旬から10月にかけて教育委員による自己点検及び事務事業評価を実施、その後、学識経験者の意見等を聴くこととし、11月の定例教育委員会を経て、12月議会に「教育委員会活動及び事務事業自己点検・評価結果報告書」として提出することとした。

(1) 教育委員の活動状況等

教育委員会会議の運営・改善、教育委員研修・活動等の項目とし、自己評価をすることとした。

(2) 事務局事業の評価等

各課等の事務事業について、各補佐・係長が自己点検・評価を実施し、さらに各課（室・所）長が点検・評価をしたものを教育委員が点検・評価することとした。

(3) 評価の方法等

教育委員の活動状況評価は、教育委員の評価の平均、事務局事業の評価は、各課等の評価に基づき各教育委員が評価しその平均とした。

Ⅱ 教育委員会の自己点検・評価

1 教育委員の活動等

研修および活動等については、平均 3.45（5 点満点中）の評価点である。

- (1) 毎月開催する教育委員会定例会については、会議資料の事前配布や関連資料の配付により、審議内容の事前確認に努めた。
また、定例会終了後に毎回、教育長及び委員との意見交換を実施し、教育の現状やお互いが持つ情報の共有化を図り、委員として教育行政に関する資質向上に努めた。
- (2) 町長が招集する総合教育会議については、事業年度の具体的取組実績及び事業計画について意見、協議するとともに、令和 5 年度は「これからの子育て教育」や「学力向上対策」など、町長との意見交換を実施した。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の第 5 類移行に伴い、教育現場では児童・生徒がとまどいながらも、日常が戻りつつあると感じられる。小・中学校への学校訪問や学校行事等への積極的な参加を行った。
- (4) 県教育委員会主催の「教育委員会委員研修会」へ出席し、県内自治体の取組状況などについて情報収集を行った。

今後においても、委員自身の自己研修および相互研修の充実により、教育委員会の全体の活性化を図っていきたい。

2 委員の自己点検・評価結果

1 教育委員活動

評価項目		評 価 の 観 点	評価	備考(反省点等)
1 教育委員会の 会議の運営・ 改善	1	定例会・臨時会の会議は適切に開催されたか。 (回数・時期・日程・審議件数等)	3.75	審議件数が多く十分な審議時間が確保できないことがあった。年間計画からの日程変更に対応できないことがあった。
	2	事前資料・関連資料等の配付が適切になされたか。	4.25	資料の事前配布は確実に行われている。県主催研修会の資料も同様をお願いしたい。
	3	必要に応じて、報告・連絡・相談及び事前勉強会や相互研修等がなされたか。	3.50	緊急時にはLINEも活用され、学校の問題等も速やかな情報共有がなされた。
	4	議案(報告)等の審議にあたっては適切な意見交換がなされ十分審議されたか。	3.25	取組の考え方や学校教育現場の現状、課題等について共通理解のための丁寧な説明がありありがたい。
	5	委員の意見・提案は施策に反映されたか。	3.50	よく話を聞いていただき対応いただいた。
	6	会議及び会議録の公開・広報等は適切になされたか。	3.50	
2 委員の研修等	7	国・県・地区・町等のバランスのとれた研修計画がなされたか。	3.50	
	8	当面する課題に対する研修が適切になされたか。	3.00	当面する課題の切実さに研修のスピードが追い付いていないと感じることがあった。地道に研修を重ねていくしかない。
	9	研修の成果が施策に反映されたか。	2.75	同上
3 委員の活動等	10	教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員への連絡・通知等は適切になされたか。	4.50	
	11	教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員の参加は適切になされたか。	3.50	平日の会議には出席できないこともあったが、可能な限り出席した。
	12	各種行事等に対する改善点について委員の意見・提案がなされたか。また、意見・提案は改善等に反映されたか。	3.00	コロナ禍も過ぎ、行事も活気が戻ってきたように感じる。
	13	委員による町民等からの相談・意見・情報等の把握及びそれらに対する適切な対応がなされたか。	3.50	定例会後の情報交換は有意義である。今後、さらに地域の方々等の意見を把握するよう努めたい。
	14	委員と町長・副町長・議会等との情報交換会等は適切になされたか。	2.75	町長・副町長と意見交換する機会が少なかった。
		総合評点(平均)	3.45	【70点満点】48.25点 R4 3.71 R3 3.79 R2 3.55 R1 3.75

評価 (注1) 評価点 5 = 〈たいへんよくできた〉 4 = 〈よくできた〉 3 = 〈ふつう〉
2 = 〈やや不十分〉 1 = 〈不十分〉

(注2) 総合評点 全ての評価点の平均点(合計点÷14)

Ⅱ 教育委員会事務局の活動等

さつま町教育行政の指針となる「さつま町教育大綱」及び「第2次さつま町教育振興基本計画」に基づき、教育に関する各分野の事務についてその推進を図った。

教育委員会各課等における令和5年度教育行政事務事業の評価については、10点満点中、平均値9.02で教育委員の評価については平均7.34の評価点であった。

1 教育委員会事務局説明資料（別添）

NO	課等名	令和5年度 教育行政事務事業一覧表 (別冊)	令和5年度 主要施策の成果説明書 (別冊)	その他資料
1	教育総務課	P8～P11上段	P3	
2	学校教育課	P1～P7	P1～P3	
3	学校給食センター	P11下段～P13上段	P4	
4	社会教育課	P14下段～P31	P5～P11	

2 教育行政の重点施策の評価結果

令和5年度 教育行政事務事業一覧

NO	ページ	事務事業名	評価		担当課
			担当課	教育委員	
1	1	さつま学（郷土教育）の推進	9.64	7.00	学校教育課 学校教育係
2		町教育研究会事業	9.29	6.50	学校教育課 学校教育係
3	2	さつま町特別支援教育支援員派遣事業	10.00	8.25	学校教育課 学校教育係
4		小・中・高連携推進事業	10.00	7.75	学校教育課 学校教育係
5	3	外国青年招致事業	8.57	6.50	学校教育課 学校教育係
6		理科支援員等実践研究事業	10.00	7.75	学校教育課 学校教育係
7	4	小・中学校授業力向上推進事業	9.29	6.50	学校教育課 学校教育係
8		さつまっ子読書推進事業	9.29	7.25	学校教育課 学校教育係
9	5	「早寝・早起き・朝ごはん運動」推進事業	8.21	7.00	学校教育課 学校教育係
10		児童生徒の教育相談	10.00	8.75	学校教育課 学校教育係
11	6	スクールソーシャルワーカー活用事業	10.00	8.75	学校教育課 学校教育係
12		地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	10.00	8.00	学校教育課 学校教育係
13	7	人権同和教育事業（小学校）	10.00	8.00	学校教育課 学校教育係
14		人権同和教育事業（中学校）	10.00	8.00	学校教育課 学校教育係
15	8	教育委員会事務局費	9.29	7.00	教育総務課 総務係
16		小学校再編準備事業費	10.00	8.00	教育総務課 総務係
17	9	小学校共通管理費（教育振興費）	10.00	8.00	教育総務課 総務係
18		中学校共通管理費（教育振興費）	9.29	7.00	教育総務課 総務係
19	10	小学校共通管理費（学校管理費）	9.29	7.25	教育総務課 総務係
20		中学校管理費（学校管理費）	9.29	7.25	教育総務課 総務係
21	11	教職員住宅管理費	7.86	5.75	教育総務課 総務係
22		学校給食センターの民間委託の検討	5.71	2.25	学校給食センター 学校給食センター係
23	12	学校給食費助成事業	7.86	8.75	学校給食センター 学校給食センター係
24		学校給食センター管理運営	9.64	8.00	学校給食センター 学校給食センター係
25	13	学校給食の地産地消の推進	9.29	8.75	学校給食センター 学校給食センター係
26		社会教育事務事業	8.57	7.00	社会教育課 社会教育係
27	14	生涯学習推進事業	8.57	7.50	社会教育課 社会教育係
28		家庭教育学級推進事業	8.21	7.00	社会教育課 社会教育係
29	15	高齢者学習活動促進事業	9.29	7.00	社会教育課 社会教育係
30		青少年育成推進事業	9.29	7.50	社会教育課 社会教育係
31	16	「さつまの日」推進事業	5.71	3.25	社会教育課 社会教育係
32		地域学校協働活動推進事業	7.50	6.75	社会教育課 社会教育係

令和5年度 教育行政事務事業一覧

NO	ページ	事務事業名	評価		担当課
			担当課	教育委員	
33	17	社会同和教育推進事業	8.57	7.00	社会教育課 社会教育係
34		自治活動推進事業	8.57	7.75	社会教育課 社会教育係
35	18	公民館等管理運営事務事業	8.21	7.50	社会教育課 社会教育係
36		屋地楽習館管理事業	8.57	6.75	社会教育課 社会教育係
37	19	集会所管理事業	8.21	7.00	社会教育課 社会教育係
38		鶴田中央公民館管理事業	9.29	7.75	社会教育課 社会教育係
39	20	鶴田地区集会施設指定管理事業	10.00	7.00	社会教育課 社会教育係
40		薩摩中央公民館管理事業	8.93	7.50	社会教育課 社会教育係
41	21	交流館管理事業	10.00	6.50	社会教育課 社会教育係
42		図書室運営事業	8.93	7.50	社会教育課 社会教育係
43	22	ブックスタート事業	8.93	7.50	社会教育課 社会教育係
44		社会体育事業費	7.86	7.50	社会教育課 スポーツ振興係
45	23	体育施設管理費	7.50	6.25	社会教育課 スポーツ振興係
46		宮之城総合体育館管理費	9.29	8.50	社会教育課 スポーツ振興係
47	24	宮之城武道館管理費	7.86	7.50	社会教育課 スポーツ振興係
48		宮之城屋内温泉プール等管理費	9.64	7.00	社会教育課 スポーツ振興係
49	25	鶴田体育館管理費	10.00	8.00	社会教育課 スポーツ振興係
50		鶴田武道館管理費	10.00	7.50	社会教育課 スポーツ振興係
51	26	薩摩B＆Gプール・体育館管理費	9.29	8.00	社会教育課 スポーツ振興係
52		視聴覚教育推進事業	9.29	7.50	社会教育課 文化係
53	27	芸術文化活動事業	8.93	8.00	社会教育課 文化係
54		文化センター管理運営事業	10.00	9.25	社会教育課 文化係
55	28	郷土芸能伝承活動事業	7.50	7.25	社会教育課 文化係
56		郷土学習推進事業	9.29	7.25	社会教育課 文化係
57	29	文化財保護事業	8.57	7.00	社会教育課 文化係
58		文化財ボランティアの活動	9.64	8.00	社会教育課 文化係
59	30	埋蔵文化財調査事業	9.64	8.75	社会教育課 文化係
60		歴史民俗資料館運営事業	8.93	8.00	社会教育課 文化係
61	31	国体推進事業費	9.64	6.75	社会教育課 スポーツ振興係
平均値			9.02	7.34	

Ⅳ 自己点検・評価に対しての学識経験者からの意見・要望等

- (1) 学校の環境整備について。全ての小中学校に防犯対策として防犯カメラの設置を進めているとのこと。児童生徒の安全を確保すべくしっかりと進められたい。また、児童生徒が快適で気持ちよく使えるトイレの整備を計画している件について、学校は体育館が避難所となることも想定され、使いやすい洋式トイレや温水洗浄便座等についても検討いただきたい。教職員住宅は空きも多いが一般の方への貸し出しもあるようである。整理していく予定とのことであるので、計画的に進められたい。
- (2) スクールソーシャルワーカー活用事業として、不登校や問題行動等の問題を抱える児童生徒の家庭への働きかけを行われている。教育支援センター「さつまる〜ム」、学校との連携を図り、「さつまる〜ム」通級から少しでも学校に復帰できるよう期待する。
また、社会福祉協議会でも子どもの学習支援等生活困窮の関係の事業があり、こういったスクールソーシャルワーカーの先生方の定例会を開くようになり、非常に教育委員会との壁がすくなくなってきた仕事ができやすいとお聞きしている。引き続き福祉関係部局等との連携を図っていただきたい。
- (3) 児童・生徒の学力・体力及び気力の向上を図ることも目的とした「早寝・早起き・朝ごはん運動」推進事業は、朝食摂取率もあがっているようである。子どものネット・ゲーム依存対策として取り組まれている「睡眠&メディア日誌」も活用し、引き続き児童・生徒の基本的な生活習慣の定着に努められたい。
- (4) 学校給食について、現在月2千円の助成が行われているが、物価高騰等で今後給食費の値上げも行わざるを得ないのではないかと。助成を増額するのか等しっかりと準備を進められたい。
- (5) 郷土芸能について、保存・伝承に向けた検討会を設置（令和6年度）したとのこと。コミュニティスクール、地域学校協働活動等、学校教育と繋がる部分が多いと思われるので、連携というところでの事業を考えていただけるよう検討をお願いしたい。
- (6) 薩摩中央高等学校で、「さつま町応援ソング」が制作された。総合政策課で、ダンス健康体操、手話の歌、ビデオ等作って広めていくとのこと。内容的には教育的内容も大きいと思われるので、生涯学習的とか、いろんなところに広げていければ良いのではと考える。

[資 料]

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、さつま町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価（以下「事務点検評価」という。）を実施することに関し必要な事項を定め、効果的な教育行政の推進に資することを目的とする。

(事務点検評価の実施)

第2条 教育委員会は、毎年、前年度に係るその権限に属するすべての事務を対象に事務点検評価を行う。

(外部の有識者の知見の活用等)

第3条 教育委員会は、事務点検評価の客観性を確保するため、外部の有識者（以下「外部評価委員」という。）の知見を活用するものとする。

- 1 外部評価委員は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 2 外部評価委員は、教育委員会の事務点検評価について、意見・要望等を述べるものとする。
- 3 外部評価委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合における補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務点検評価結果の活用)

第4条 教育委員会は、事務点検評価結果を教育施設の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(町議会への報告等)

第5条 教育委員会は、事務点検評価に係る報告書を作成し、町議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務点検評価に必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験者を有する者の知見の活用を図るものとする。

さつま町教育委員会 教育委員名簿（令和6年11月現在）

職 名	氏 名
教 育 長	中 山 春 年
委 員 (教育長職務代理者)	新 留 智 子
委 員	白 坂 和 美
委 員	手 塚 千 草
委 員	羽 有 郁 夫